

令和4年度税制改正に関する説明会

目次

- ・ **令和4年度税制改正について**
 - **対象者の明確化**
 - **Visit Japan Web**
- ・ **観光庁からの周知・ツール等**
- ・ **不正対策について**

○「消費税免税」とは、外国人旅行者等に対して、家電製品、時計、食品類、化粧品類等の物品を一定の方法で販売する場合に、消費税を免除して販売できる制度のこと

※外国人旅行者等が当該物品を国外に持ち出すことが前提（国内で消費しない）

<経緯> 昭和27年(1952年)に制度を創設。

平成26年(2014年)から制度を拡充（計7回） 全国約5万店（現在）

<対象> 「**通常生活の用に供する物品**」が対象 ※**事業用又は転売用として購入する場合は対象外**

○一般物品（消耗品以外のもの）

○消耗品（食品類その他の消耗品）



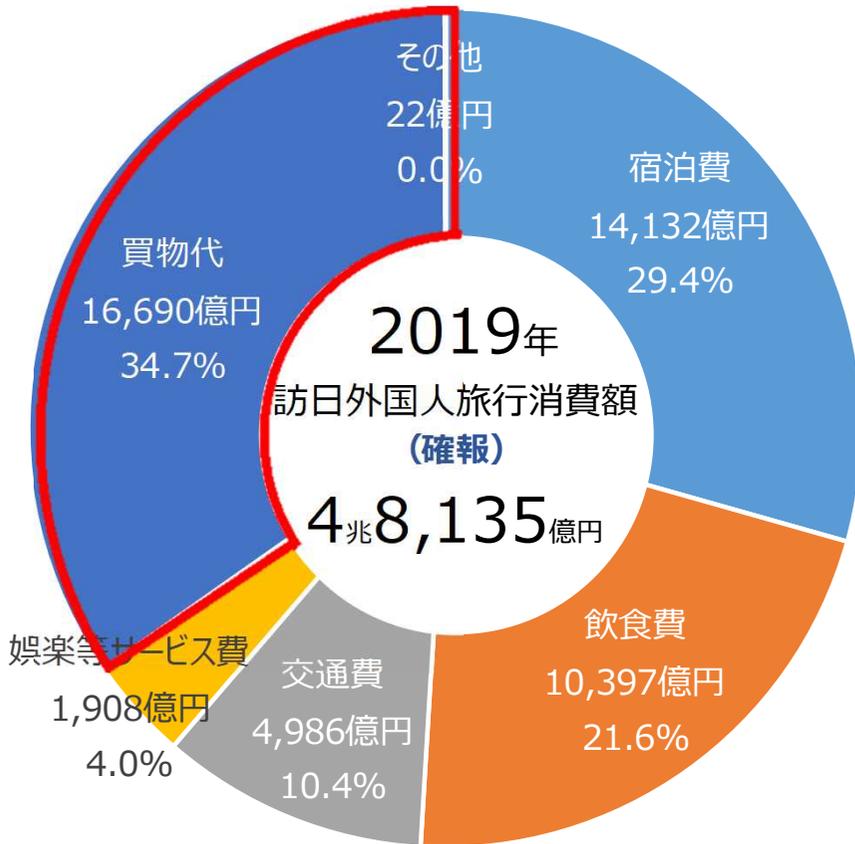
<手続き>



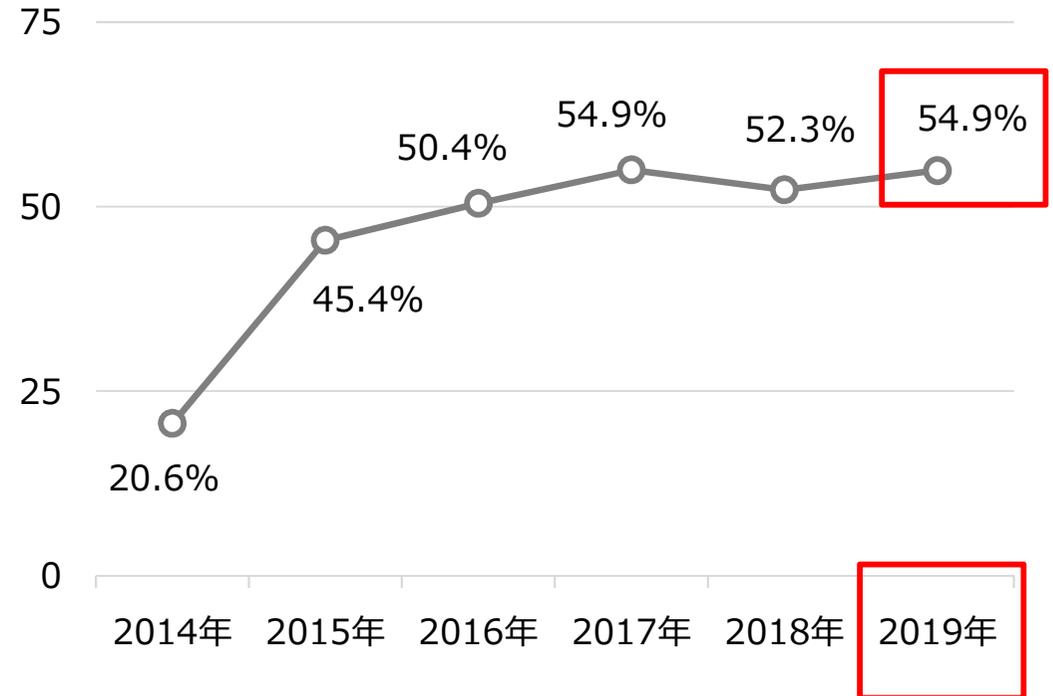
訪日外国人旅行消費額及び免税手続実施率の推移

- 2019年(令和元年)の訪日外国人旅行消費額の費目別構成比は、買物代が34.7% (約1.7兆円)
- 訪日外国人免税手続実施率は全体の54.9%。
→ **免税制度は、訪日外国人旅行消費額の向上に大きく寄与**

訪日外国人費目別旅行消費額 2019年



訪日外国人免税手続実施率の推移



注:パーセンテージは、訪日外国人旅行者のうち消費税免税手続き実施した人の割合
(出典) 観光庁「訪日外国人消費動向調査」(全目的)より観光庁作成

外国人旅行者による地方での旅行消費を拡大し、地域経済の活性化を図るため、地方の外国人旅行者向け免税店の拡大を推進。

消費税免税制度の拡充

■ **第1弾 H26(2014). 10.1** ※ () 内の年月日は運用開始日
免税可能な**対象品目拡大** (消耗品も対象に)

■ **第2弾 H27(2015). 4.1**
免税手続きの**一括カウンターを設置** (商店街等)

■ **第3弾 H28(2016). 5.1**
一般物品の**免税対象金額の引き下げ**
(10,000円超→5,000円以上)

■ **第4弾 合算 : H30(2018). 7.1**
電子化 : R2(2020). 4.1
「一般物品」「消耗品」の合算購入が可能に
免税手続き電子化により購入記録票の貼付不要

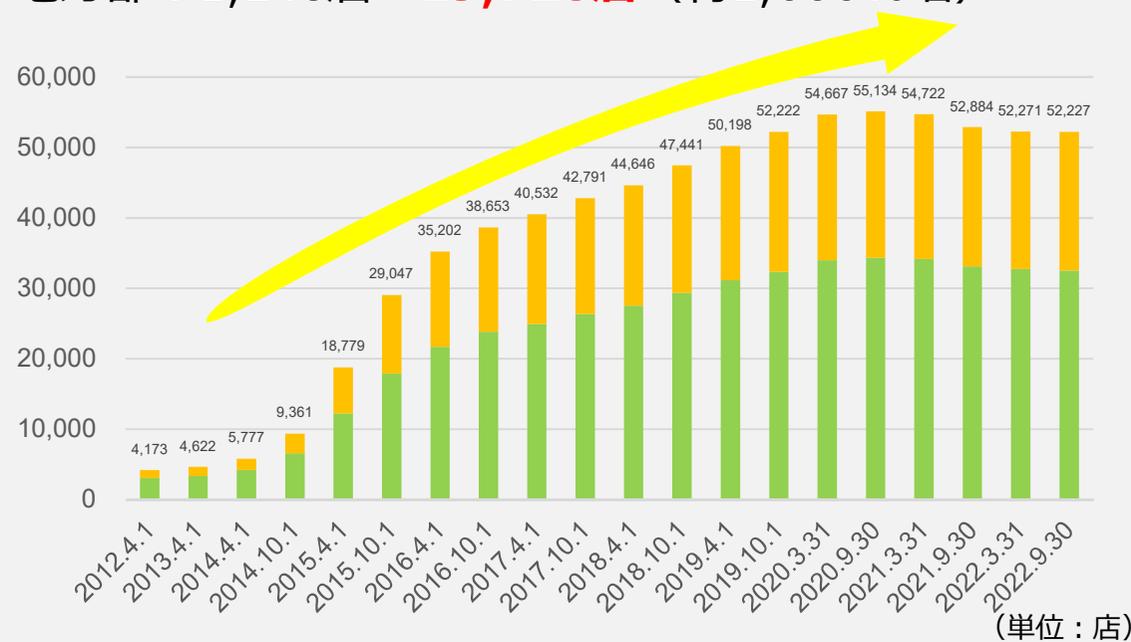
■ **第5弾 R1(2019).7.1**
7月以内の期間を定めて出店する場合 (**臨時販売場**)、**事前の届出**により免税販売可能に

■ **第6弾 R3(2021).10.1**
免税販売手続きが可能な一定の基準を満たす**自動販売機を設置**した場合**人員の配置を不要**に

■ **第7弾 R5(2023).4.1**
免税対象者の明確化等 (留学生等の免税対象からの除外、旅行者判定アプリ (デジタル庁と連携) の導入)

免税店数の推移 H24(2012).4~R4(2022).9

■ 全国の免税店数 : 4,173店→**52,227店** (約1,150%増)
■ 地方部 : 1,148店→**19,728店** (約1,600%増)



令和5年(2023年)4月1日より

・外国籍を有する者→在留資格が「短期滞在」「外交」「公用」の者

※在留資格が「留学」、「家族滞在」、「特定活動」、「研修」、「技術・人文知識・国際業務」、「報道」、「永住者」、「技能実習」等の者は対象外となります。

※その他の上陸の許可（船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書等）にて在留する者及び米軍関係者は引き続き対象です。

・日本国籍を有する者→非居住者かつ国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有する者

※「戸籍の附票の写し」または「在留証明」で確認できること。

※海外滞在期間が2年未満である者は、外国にある事務所へ勤務する目的または2年以上滞在する目的で出国した者であっても対象外となります。

・外国人、日本人ともに、本邦入国後6か月未満の確認は引き続き必要となります。

戸籍の附票の写し

【戸籍の附票の写し サンプル】		(1の1)	附票の全部証明
氏名		本籍	
免税 太郎		〇〇県△△市□□町××番地	
名	住所	住所を定めた日	記録事項欄
太郎	〇〇県△△市□□町××番地	平成〇年〇月〇日	
花子	〇〇県△△市□□町××番地	平成〇年〇月〇日	
次郎	〇〇県△△市□□町××番地	平成〇年〇月〇日	
	シンガポール	令和〇年〇月〇日	
			以下余白

これは、戸籍の附票に記録されている事項の全部を証明した書面である。

① 令和〇年〇月〇日
△△市長 ×× ××

① 戸籍の附票の写しの作成日が
パスポートの入国日と比較して、
「最長6カ月前またはそれ以降に
作成された」書類であるか確認。

例)

入国日が令和4年(2022年)12月22日の場合、
作成日が令和4年(2022年)6月22日以降であること

② 海外に住所を定めた日が
戸籍の附票の写しの作成日と比較して、
「2年以上前であること」を確認。

例)

作成日が令和4年(2022年)12月22日の場合、
定めた日が令和2年(2020年)12月23日以前であること

在留証明

在留証明願				形式 1
在〇〇〇日本国大使 殿				令和〇年〇月〇日
申請者氏名 証明書 を使う人	免税 太郎	生年 月日	明・大 昭・平・令	〇年 〇月 〇日
代理人氏名 (※1)	申請者との関係 (※1)			
申請者の 本籍地 (※2)	東京 (都・道 府・県)	千代田区霞が関2丁目2番地1 (市区郡以下を記入してください。※2)		
提出理由	免税販売手続	提出先	免税店	
私(申請者)が現在、次の住所に在住していることを証明してください。				
現住所	日本語: 〇〇〇国△△△州□□□市×××通り123番地 外国語: 123 ××× Street, □□□, △△△, 〇〇〇			
この場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)		②	(令和・平成・昭和)〇年〇月〇日	
<small>(※1) 本人申請の場合は記入不要です。 (※2) 申請理由が恩給、年金受給手続又は提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。</small>				
在留証明				
証第××〇〇 - 〇〇〇〇〇 号				
上記申請者の在留の事実を証明します。				
①		令和〇年〇月〇日		
在〇〇〇日本国大使館 公 特命全権大使 △△△ △ 印				

① **在留証明の作成日**が
パスポートの入国日と比較して、
「**最長6カ月前またはそれ以降に
作成された**」書類であるか確認。

例)

入国日が令和4年(2022年)12月22日の場合、
作成日が令和4年(2022年)6月22日以降であること

② **住所(又は居所)を定めた日**が
在留証明の作成日と比較して、
「**2年以上前であること**」を確認。

例)

作成日が令和4年(2022年)12月22日の場合、
定めた日が令和2年(2020年)12月23日以前であること

- 免税対象者の判定の容易化（明確化）により、待ち時間の解消、更なる消費機会の拡大等を実現するため Visit Japan Webサービスで表示される二次元コードを免税店で読み込むことにより、旅券情報の提供を受けることが可能です。
- なお、本人確認は二次元コードとともに表示される顔写真等により行います。

免税店における現状の手続

※画像は全てイメージ

①旅行者から旅券の提示を受ける



②パスポート内の情報（在留資格等）を確認（対象者の判定）



購入記録情報等を端末に入力



導入後※イメージ

旅行者が事前に旅券の情報を「Visit Japan Web」に登録

「Visit Japan Web」の情報（免税用2次元コード）を免税店が読み取り

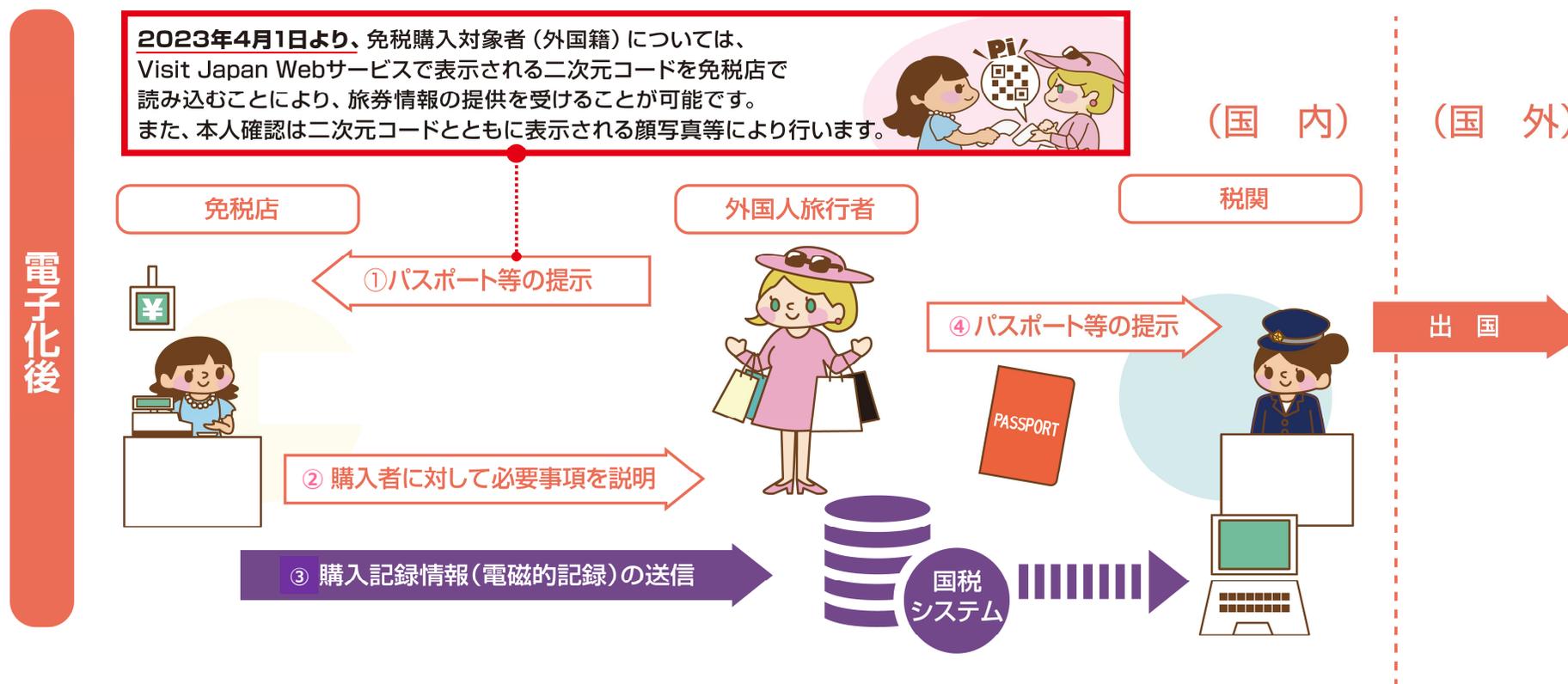
※QRコードが表示されるのは、**免税対象者（外国籍）のみ**
免税販売手続人員が手入力しなくてもデータが反映される



※改正後も従来の旅券等による本人情報の確認は可能です。

■免税手続フロー

- ・従来のパスポート等の提示による方法に加えて、Visit Japan Webサービスで表示される二次元コードを免税店で読み込むことにより、旅券情報の提供を受けることが可能です。
 なお、本人確認は二次元コードとともに表示される顔写真等により行います。
- ・二次元コードの読み取り端末をご用意いただく必要がありますので、詳細はご契約の承認送信事業者へお問い合わせください。



■ ツール①

周知ポスター 3種 (全体・外国人向け・日本人向け)

【全体】

消費税免税制度が変わります!

2023年4月1日スタート

免税購入対象者の明確化による現場の負担軽減を図るとともに、持ち行列の解消による免税店の販売機会の拡大や旅行者のショッピングツーリズムの満足度向上を実現します。

2023年4月1日以降、以下の方が対象です。

外国人を有する方

免税
購入可

「短期滞在」「外交」「公用」の在留資格を有する者

その他の上陸の許可(船積輸入上陸許可等)を受けて入国する者には免税対象とはならず、非免税店での購入となります。
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html>

Visit Japan Webで、本人情報の確認がさらにスマートに

Visit Japan Webサービスで表示される二次コードを免税店で読み込むことにより、本人確認を行うことが可能です。
なお、外貨額を有する方のみ、在留資格が短期滞在・外交・公用の方が利用可能です。

Visit Japan Web
<https://www.vjw.digital.go.jp>

Visit Japan Webサービスで表示される二次コードには、入力された本人情報が含まれます。大切に保管してください。

日本国籍を有する方

免税
購入可

2年以上引き続き国内以外の地域に居住していることを証明書類^{※1}で確認できる者

証明書類^{※1}は、在留証明または戸籍の附票の写し^{※2}です。
^{※2} 在留証明には、住所(又は居所)変更または住所(又は居所)の移転が必須です。
^{※3} 戸籍の附票の写しには、「世帯の世帯主」の記載が必要です。

Visit Japan Web
<https://www.vjw.digital.go.jp>

Visit Japan Webサービスで表示される二次コードには、入力された本人情報が含まれます。大切に保管してください。

お問い合わせ先 > 観光庁 観光課 消費課長 消費課長補佐 消費課長補佐 消費課長補佐
✉ hqt-taxfree@mlit.go.jp

【外国人向け】

消費税免税制度が変わります!

2023年4月1日スタート

免税購入対象者の明確化による現場の負担軽減を図るとともに、持ち行列の解消による免税店の販売機会の拡大や旅行者のショッピングツーリズムの満足度向上を実現します。

2023年4月1日以降、**外国人を有する方**については、非居住者のうち、以下の方が対象です。

免税購入可

免税
購入可

「短期滞在」「外交」「公用」の在留資格を有する者

その他の上陸の許可(船積輸入上陸許可等)を受けて入国する者等は引続き対象となります。
詳細は観光庁ウェブサイトをご覧ください。
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html>

Visit Japan Webで、本人情報の確認がさらにスマートに

Visit Japan Webサービスで表示される二次コードを免税店で読み込むことにより、本人確認を行うことが可能です。
なお、外貨額を有する方のみ、在留資格が短期滞在・外交・公用の方が利用可能です。

Visit Japan Web
<https://www.vjw.digital.go.jp>

Visit Japan Webサービスで表示される二次コードには、入力された本人情報が含まれます。大切に保管してください。

お問い合わせ先 > 観光庁 観光課 消費課長 消費課長補佐 消費課長補佐 消費課長補佐
✉ hqt-taxfree@mlit.go.jp

【日本人向け】

消費税免税制度が変わります!

2023年4月1日スタート

免税購入対象者の明確化による現場の負担軽減を図るとともに、持ち行列の解消による免税店の販売機会の拡大や旅行者のショッピングツーリズムの満足度向上を実現します。

2023年4月1日以降、**日本国籍を有する方**については、非居住者のうち、以下の方が対象です。

免税購入可

免税
購入可

2年以上引き続き国内以外の地域に居住していることを証明書類^{※1}で確認できる者

証明書類^{※1}は、在留証明または戸籍の附票の写し^{※2}です。
^{※2} 在留証明には、住所(又は居所)変更または住所(又は居所)の移転が必須です。
^{※3} 戸籍の附票の写しには、「世帯の世帯主」の記載が必要です。

Visit Japan Web
<https://www.vjw.digital.go.jp>

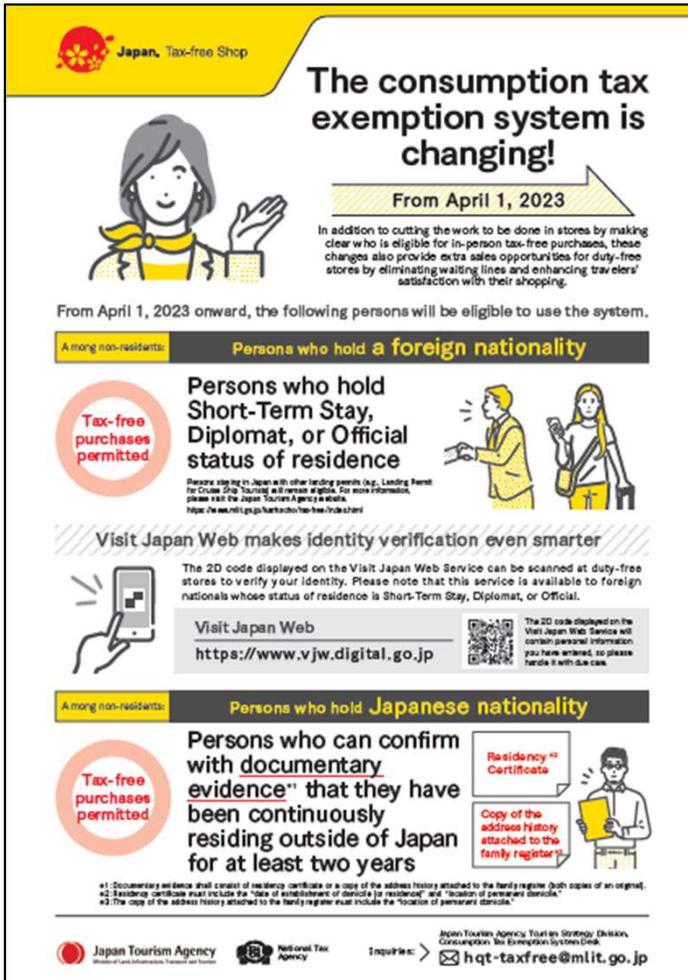
Visit Japan Webサービスで表示される二次コードには、入力された本人情報が含まれます。大切に保管してください。

お問い合わせ先 > 観光庁 観光課 消費課長 消費課長補佐 消費課長補佐 消費課長補佐
✉ hqt-taxfree@mlit.go.jp

■ ツール①

周知ポスター 3種 (英・韓・繁・簡ver)

【全体】



Japan, Tax-free Shop

The consumption tax exemption system is changing!

From April 1, 2023

In addition to cutting the work to be done in stores by making clear who is eligible for in-person tax-free purchases, these changes also provide extra sales opportunities for duty-free stores by eliminating waiting lines and enhancing travelers' satisfaction with their shopping.

From April 1, 2023 onward, the following persons will be eligible to use the system.

Among non-residents: **Persons who hold a foreign nationality**

Tax-free purchases permitted

Persons who hold Short-Term Stay, Diplomat, or Official status of residence

Persons staying in Japan with other landing permits (e.g., Landing Permit for Cruise Ship Tourists) will remain eligible. For more information, please visit the Japan Tourism Agency website: <https://www.mlit.go.jp/kankoucho/tax-free/index.html>

Visit Japan Web makes identity verification even smarter

The 2D code displayed on the Visit Japan Web Service can be scanned at duty-free stores to verify your identity. Please note that this service is available to foreign nationals whose status of residence is Short-Term Stay, Diplomat, or Official.

Visit Japan Web
<https://www.vjw.digital.go.jp>

The 2D code displayed on the Visit Japan Web Service will contain personal information you have entered, so please handle it with due care.

Among non-residents: **Persons who hold Japanese nationality**

Tax-free purchases permitted

Persons who can confirm with documentary evidence*1 that they have been continuously residing outside of Japan for at least two years

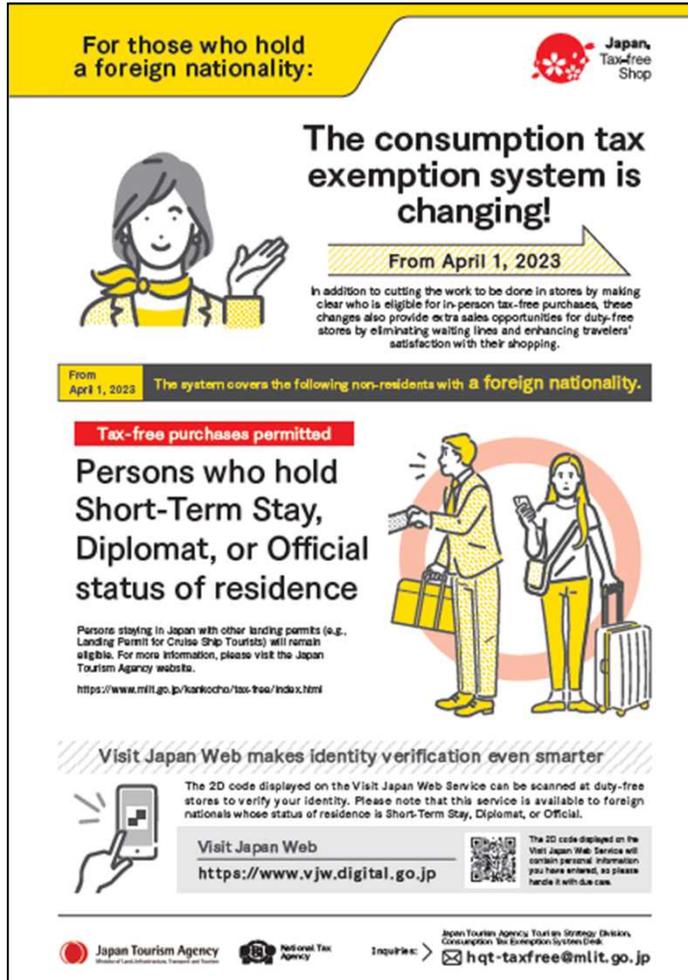
Residency Certificate

Copy of the address history attached to the family register**

*1: Documentary evidence shall consist of residency certificate or a copy of the address history attached to the family register (both copies of an original).
*2: Residency certificate must include the "date of establishment of domicile (or residence)" and "location of permanent domicile."
*3: The copy of the address history attached to the family register must include the "location of permanent domicile."

Japan Tourism Agency | National Tax Agency | Inquiries: hqt-taxfree@mlit.go.jp

【外国人向け】



For those who hold a foreign nationality:

Japan, Tax-free Shop

The consumption tax exemption system is changing!

From April 1, 2023

In addition to cutting the work to be done in stores by making clear who is eligible for in-person tax-free purchases, these changes also provide extra sales opportunities for duty-free stores by eliminating waiting lines and enhancing travelers' satisfaction with their shopping.

From April 1, 2023 The system covers the following non-residents with a foreign nationality.

Tax-free purchases permitted

Persons who hold Short-Term Stay, Diplomat, or Official status of residence

Persons staying in Japan with other landing permits (e.g., Landing Permit for Cruise Ship Tourists) will remain eligible. For more information, please visit the Japan Tourism Agency website: <https://www.mlit.go.jp/kankoucho/tax-free/index.html>

Visit Japan Web makes identity verification even smarter

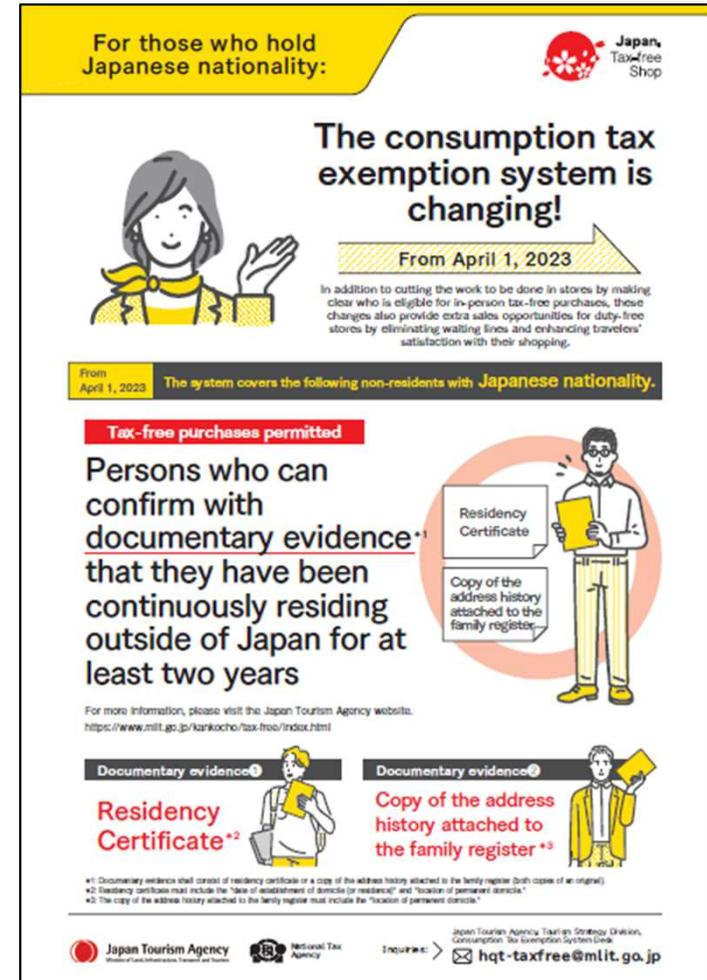
The 2D code displayed on the Visit Japan Web Service can be scanned at duty-free stores to verify your identity. Please note that this service is available to foreign nationals whose status of residence is Short-Term Stay, Diplomat, or Official.

Visit Japan Web
<https://www.vjw.digital.go.jp>

The 2D code displayed on the Visit Japan Web Service will contain personal information you have entered, so please handle it with due care.

Japan Tourism Agency | National Tax Agency | Inquiries: hqt-taxfree@mlit.go.jp

【日本人向け】



For those who hold Japanese nationality:

Japan, Tax-free Shop

The consumption tax exemption system is changing!

From April 1, 2023

In addition to cutting the work to be done in stores by making clear who is eligible for in-person tax-free purchases, these changes also provide extra sales opportunities for duty-free stores by eliminating waiting lines and enhancing travelers' satisfaction with their shopping.

From April 1, 2023 The system covers the following non-residents with Japanese nationality.

Tax-free purchases permitted

Persons who can confirm with documentary evidence*1 that they have been continuously residing outside of Japan for at least two years

Residency Certificate

Copy of the address history attached to the family register**

For more information, please visit the Japan Tourism Agency website: <https://www.mlit.go.jp/kankoucho/tax-free/index.html>

Documentary evidence*1

Residency Certificate*2

Documentary evidence*3

Copy of the address history attached to the family register**

*1: Documentary evidence shall consist of residency certificate or a copy of the address history attached to the family register (both copies of an original).
*2: Residency certificate must include the "date of establishment of domicile (or residence)" and "location of permanent domicile."
*3: The copy of the address history attached to the family register must include the "location of permanent domicile."

Japan Tourism Agency | National Tax Agency | Inquiries: hqt-taxfree@mlit.go.jp

■ ツール②

「戸籍の附票の写し」のデータ手続フロー

免税購入対象者(日本国籍)を確認する書類の購入記録情報への入力方法について

免税購入対象者(日本国籍)証明書類情報入力画面(イメージ)

● 戸籍の附票の写し

【戸籍の附票の写し、サンプル】

氏名		本籍	
男性 太郎	1	〇〇県△△市□□町××番地	
名	住所	住所を定めた日	記録事項
太郎	〇〇県△△市□□町××番地	平成〇〇年〇月〇日	
★	シンガポール	令和〇〇年〇月〇日	
作子	〇〇県△△市□□町××番地	平成〇〇年〇月〇日	
法郎	〇〇県△△市□□町××番地	平成〇〇年〇月〇日	
以下余白			

これは、戸籍の附票に記載されている事項の全部を写しと書写である。

2 令和〇〇年〇月〇日
△△市△△区 △△町 △△番 △△号

- ① 本籍 ※ 地番まで設定する必要があります。
 - ② 作成年月日
- ※ ①～②は購入記録情報に設定しますので、不備がないかご確認ください。

● 戸籍の附票の写しから免税購入対象者に該当するか確認

- ・ 作成年月日(左図②)を基に、最後に入国した日から起算して6か月前の日以降に作成された書類であることを確認
例) 2023年5月3日に入国した場合、作成年月日が2022年11月3日以降であることを確認
- ・ 作成年月日(左図②)の時点で、2年以上引き続き国内以外の地域に居住していることを確認
→「住所」及び「住所を定めた日」を基に確認(左図★)

● 購入記録情報の入力画面(イメージ)

海外在住証明

戸籍の附票の写し

作成年月日

2 令和〇〇年〇月〇日

本籍

1 〇〇県△△市□□町××番地

- ※ ご利用のシステムによって入力画面は異なります。詳細はご利用のシステムの説明書等をご確認ください。
- ※ 証明書類の写しを保存して対応する場合は、「紙保存適用」と入力。
- ※ 免税店事業者が自ら開発したシステムを利用する場合は、国相庁が公表している仕様書をご確認ください。

■ ツール②

「在留証明」のデータ手続フロー

免税購入対象者(日本国籍)を確認する書類の購入記録情報への入力方法について

免税購入対象者(日本国籍)証明書類情報入力画面(イメージ)

● 在留証明

- ① 本籍 ※ 地番まで設定する必要があります / ② 証第(号)
 - ③ 発給年月日 / ④ 在外公館名称
- ※ ①～④は購入記録情報に設定しますので、不備がないかご確認ください。

● 在留証明から免税購入対象者に該当するか確認

- ・発給年月日(左図③)を基に、最後に入国した日から起算して6か月前の日以後に作成された書類であることを確認
例) 2023年5月3日に入国した場合、発給年月日が2022年11月3日以降であることを確認
- ・発給年月日(左図③)の時点で、2年以上引き続き国内以外の地域に居住していることを確認
→「現住所」及び「上記の場所に住所(又は居所)を定めた年月日」を基に、確認(左図★)

● 購入記録情報の入力画面(イメージ)

- ※ ご利用のシステムによって入力画面は異なります。詳細はご利用のシステムの説明書等をご確認ください。
- ※ 証明書類の写しを保存して対応する場合は、「紙保存適用」と入力。
- ※ 免税店事業者が自ら開発したシステムを利用する場合は、国税庁が公表している仕様書をご確認ください。

■ ツール③

販売対象者リスト

非居住者のうち「外国籍」を有する者

本邦入国後6ヶ月未満であることを確認できること(外交・公用・米軍を除く)

在留資格	旅券等の種類	免税可否	
短期滞在	旅券	○	
外交			
公用			
留学			
家族滞在			
研修			
特定活動			
技術・人文知識・国際業務			
報道			
技能実習			
特定技能			
技能			
永住者		×	
永住者の配偶者等			
日本人の配偶者等			
教授			
芸術			
宗教			
高度専門職			
経営・管理			
法律・会計事務			
医療			
研究			
教育			
企業内転勤			
介護			
興行			
文化活動			
定住者			
入国の証印等	旅券等の種類	免税可否	
寄港地上陸の許可の証印	旅券	○	
通過上陸の許可の証印			
「SOFA」スタンプ(米軍構成員等)			
船舶観光上陸許可書			船舶観光上陸許可書
乗員上陸許可書			乗員上陸許可書
緊急上陸許可書			緊急上陸許可書
遭難による上陸許可書	遭難による上陸許可書		

非居住者のうち「日本国籍」を有する者

本邦帰国後6ヶ月未満であることを確認できること

要件	免税可否
国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有する者	○※
外国にある事務所に勤務する目的で出国し、その滞在期間が2年未満である者	×
2年以上外国に滞在する目的で出国し、その滞在期間が2年未満である者	×

※「戸籍の附票の写し」または「在留証明」により確認できることが必要になります。

■全免税店事業者に対するDM郵送

- ・1回目は、12月9日（金）発送
- ・2回目は、3月下旬発送予定



令和4年12月

■免税店販売免税制度改正のお知らせ

免税店事業者の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。
 令和5年4月1日（金）消費税法改正に伴う免税店事業者の免税店認定制度の改正について、ご案内いたします。
 本DMには、制度改正に関するポスターと店頭における半額フリーに関する資料を同封しております。

<改正目的>
 免税購入対象者の明確化による税務負担軽減を図るとともに、得た行先の解消による免税店の販売機会均等の拡大や旅行者のショッピングアセスメントの満足度向上を実現すること。

<改正内容>

1. 免税購入対象者の明確化

外国人一律免税資格が「短期滞在」「外交」「公用」の外国人一律免税資格が「留学」「観光滞在」「特定活動」「研修」「技能・人文知識・国際業務」「調査」「出張」「技術者派遣」等の滞在対象となります。
 ※その他の上の区分が「短期滞在」「観光滞在」「特定活動」「研修」「技能・国際業務」にて滞在する者及び帰国旅行者は引き続き対象です。
 日本人一国内部以外の地域に引き続き2年以上滞在又は同等を有する者
 ※「所得証明の写し」または「住民票」で確認すること。
 ※外国人滞在証明が2年未満である場合は、外国にある滞在先へ帰国する旨のまたは2年以上滞在する旨の証明が提出された上で対象となります。
 詳細は観光庁ウェブサイトをご確認ください。また、多言語対応のポスターも公開予定ですので、対象者等へのご案内にご活用ください。
<https://www.etfs.jp/taxexemption/tax-free/index.html>

2. Visit Japan Webを活用した本人情報の確認

Visit Japan Web サービスで表示される二次元コードを免税店で見込み込みにより、本人確認を行うことが可能となります。
 ※外国滞在を有する方のみ、免税資格が短期滞在・外交・公用の方が利用可能となります。

<その他の変更点に関するご案内>

1. 「免税店宣言」電子化対応の事業者は、電子化の対応をお願いたします。
2. 「不正対応」免税店事業者や販売業者による未納税の不正取引が発生しています。

また、免税店認定の要件を満たさない取引等が判明した場合、免税店事業者が追徴課税される等の事例も明らかになっています。免税店での免税購入の状況を確認のうえ不正取引を防止するための対策実施をお願いします。

3. 「国境守り印（実質）見取図」の対象となる「観光滞在のみに係る個人」の範囲についてお盆が開始した際にも、詳細は国境守り印よりご確認ください。

お問い合わせ先
 国土交通省 観光庁 観光課 課長
 E-mail: hq-taxfree@mlit.go.jp

Japan Tax-free Shop

消費税免税制度が変わります！

2023年4月1日スタート

免税購入対象者の明確化による税務負担軽減を図るとともに、得た行先の解消による免税店の販売機会均等の拡大や旅行者のショッピングアセスメントの満足度向上を実現します。

2023年4月1日以降、以下の方が対象です。

外国人一律免税資格が「短期滞在」「外交」「公用」の外国人一律免税資格が「留学」「観光滞在」「特定活動」「研修」「技能・人文知識・国際業務」「調査」「出張」「技術者派遣」等の滞在対象となります。

日本人一国内部以外の地域に引き続き2年以上滞在又は同等を有する者

「所得証明の写し」または「住民票」で確認すること。
 ※外国人滞在証明が2年未満である場合は、外国にある滞在先へ帰国する旨のまたは2年以上滞在する旨の証明が提出された上で対象となります。

詳細は観光庁ウェブサイトをご確認ください。また、多言語対応のポスターも公開予定ですので、対象者等へのご案内にご活用ください。
<https://www.etfs.jp/taxexemption/tax-free/index.html>

Visit Japan Webで、本人情報の確認がさらにスマートに

Visit Japan Web サービスで表示される二次元コードを免税店で見込み込みにより、本人確認を行うことが可能となります。
 ※外国滞在を有する方のみ、免税資格が短期滞在・外交・公用の方が利用可能となります。

Visit Japan Web
<https://www.vjw.digital.go.jp>

外国人一律免税資格が「短期滞在」「外交」「公用」の外国人一律免税資格が「留学」「観光滞在」「特定活動」「研修」「技能・人文知識・国際業務」「調査」「出張」「技術者派遣」等の滞在対象となります。

日本人一国内部以外の地域に引き続き2年以上滞在又は同等を有する者

「所得証明の写し」または「住民票」で確認すること。
 ※外国人滞在証明が2年未満である場合は、外国にある滞在先へ帰国する旨のまたは2年以上滞在する旨の証明が提出された上で対象となります。

詳細は観光庁ウェブサイトをご確認ください。また、多言語対応のポスターも公開予定ですので、対象者等へのご案内にご活用ください。
<https://www.etfs.jp/taxexemption/tax-free/index.html>

お問い合わせ先
 国土交通省 観光庁 観光課 課長
 E-mail: hq-taxfree@mlit.go.jp

免税購入対象者（日本国籍）証明書類情報入力画面（イメージ）

免税購入対象者（日本国籍）証明書類情報入力画面（イメージ）

●戸籍の写しの入力

●戸籍の写しの写しから免税購入対象者に該当するか確認

●購入記録情報の入力画面（イメージ）

観光庁 国税庁

免税購入対象者（日本国籍）証明書類情報入力画面（イメージ）

免税購入対象者（日本国籍）証明書類情報入力画面（イメージ）

●在留証明

●在留証明から免税購入対象者に該当するか確認

●購入記録情報の入力画面（イメージ）

観光庁 国税庁

■観光庁HP更新

- ・周知ポスター、データ入力フローの格納
- ・販売対象者リスト
- ・消費税免税店の手引き(修正)



■ その他

(事業者様への周知)

- ・ 説明会の開催（オンラインで全5回想定）
- ・ 業界団体等を通じた周知

(対象者への周知)

- ・ 観光庁及び関係団体等を通じた周知（JNTO等）
- ・ 関係府省庁を通じた周知（空港税関・在外公館等）

【不正利用の概要】

- 免税販売の要件を満たさない取引を行った**免税店事業者が追徴課税**される事案が発生している。
- 不正利用の防止に向けて、**制度の正しい運用**をお願いしたい。

【記事内容】

■事例1：転売ヤーによる不正利用（令和3年(2021年)10月 読売新聞等）

「免税電子化 不正転売防げ」 留学生が何度も大量購入

- ・男子留学生は昨秋の来月直後の約1か月で免税店を十数回訪れ、高級時計などを計約1000万円購入。
- ・さらに、同一の化粧品など49万5000円分の購入を10回繰り返していた。化粧品などの消耗品の1回あたりの購入額が50万円までに制限されているため、49万円台の買い物が多いようだ。
- ・免税店の担当者は留学生に手数料を渡し購入させた商品を転売するブローカーが存在するのではないか。

■事例2：免税店事業者への追徴課税（令和4年(2022年)10月 読売新聞等）

百貨店3社へ計約1億1,000万円の追徴課税

- ・百貨店大手3社への税務調査で、消費税の免税販売の要件を満たさない取引などが見つかり、3社合計で消費税約1億1,000万円の追徴課税がされた。
- ・東京国税局は東京都内の百貨店各社に対し、適正な免税販売を求める行政指導を行った。
- ・3社が受けた税務調査で、来日から6か月以上経過した免税対象外の外国人に販売するなど、免税要件を満たさない取引が見つかった。調査では、同一人物が転売目的で同じ化粧品の大量購入を繰り返している可能性がある不審な取引なども確認されたという。

【海外直送制度】

- 旅行者が購入した免税品を、**免税店から海外の自宅等へ直接配送**する制度。
- 観光庁として社会実装を推進しており、貴店においても実施をご検討いただきたい。

